

Ⅰ. 三笠市の融資等

1. 中小企業向け融資制度

制度名		三笠市中小企業融資制度	三笠市小口融資制度
融 資 対 象		市内で事業を営む下記の事業者 1. 中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合 2. 中小企業基本法による会社及び個人 3. 前各号のいずれかに該当し、市内に事業所を有し、又は開設する中小企業者（信用保証対象外業種を除く）	1. 市内において現に営業していること 2. 市税を完納していること 3. 常用従業員が商業及びサービス業では5人以下、その他の業種は20人以下である事業者
融 資 条 件	使 途	営業の安定振興のための事業資金	経営の安定振興のための事業資金
	融 資 限 度 額	運転資金 500 万円 設備資金 700 万円 ただし、市長が認めた場合、これを超えて貸付けができます。	事業資金 300 万円 ただし、市長が認めた場合、これを超えて貸付けができます。
	融 資 利 率	長期プライムレート	長期プライムレート
	融 資 期 間	運転資金 5 年以内(据置 6 ヶ月以内) 設備資金 7 年以内(据置 6 ヶ月以内)	5 年以内 (一括償還の場合は1年以内とします)
	担 保 保 証 人	担保は原則として必要とするが、やむを得ない場合は、確実な保証人を付することにより担保を免除することができます。	連帯保証人 2 名以内を必要とし、担保は原則として不要です。ただし、相保証は認められません。
	信 用 保 証	すべて保証協会の保証付きとします。 (約定完済後、保証料の補填があります)	—
申 込 書 類 等		融資申込書 前年度の市税納税証明書 前年度の決算書・直近の試算表	融資申込書 前年度の市税納税証明書 前年度の決算書・直近の試算表
取 扱 金 融 機 関		空知信用金庫三笠支店 空知商工信用組合三笠支店	空知信用金庫三笠支店 空知商工信用組合三笠支店
相 談 及 び 申 込 先		三笠市(商工観光係) 三笠市商工会	三笠市(商工観光係) 三笠市商工会

*長期プライムレート：1.20% (H26.6.1 現在)

2. 商工業等元氣支援条例 (H12. 4. 1 より施行)

項 目	内 容
目 的	<p>市内で事業用施設の新設又は増設、若しくは建替えを行う者(対象業種は下記参照)に対し奨励措置を講じることで、商工業の活性化を支援し、経済の積極的な振興を図ることを目的としています。</p> <p>土地取得費を除く投資額 2,100 万円を超える事業が奨励措置の対象となります。</p>
奨励措置の内容	<p>①固定資産税の軽減 3年間にわたり2分の1を限度として軽減します。 (土地代を除く、増設・建て替えの場合は増加分)</p> <p>②投資額に対する補助金 投資額の5%で、300万円を限度とします。 *雇用増加は奨励措置要件ではありません。</p>
対 象 業 種	<p>奨励措置の対象となる業種は次のとおりです。</p> <p>①商業・観光業 旅館、簡易宿泊所並びに市長が特に商業・観光産業の振興のために必要と認めるもの</p> <p>②製 造 業</p> <p>③住宅賃貸業(貸家業)</p>
申 請 等	<p>申請の期間 工事着工 60 日前から着工後 30 日までの間</p> <p>相談及び申請先 三笠市商工観光課(商工観光係)</p>

3. 三笠市商工業活性化事業やる気応援補助金内容一覧

補助メニュー		補助内容	対象者	当該経費
経営基盤強化事業	経営施設拡張等助成事業	経営の向上に繋がる施設及び設備（車両又は建設機械を除く。以下「施設等」）又は国際規格の認証の取得等に対し助成。	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体で、現に業を営んでいるもの	機器等設備費 3分の1以内 施設改修費 5分の1以内 認証取得費 5分の1以内
	新商品・新サービスの開発助成事業	申請者が未開発の商品又は新サービスの研究開発に対し助成。	同上	2分の1以内
	販路開拓助成事業	販路拡大のために市外で行う展示会などへの出展又は出店に対し助成。	同上	3分の1以内
事業承継事業	事業承継交流助成事業	事業承継に関する初回の面談をするために必要な経費に対し助成。	①市内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体事業承継をするものであって、現に業を営んでいるもの	旅費
			①に定めるものの後継者となることを希望するもの	旅費
	研修期間支援指導助成事業	事業承継にあたって必要となる研修期間における生活費及び事業承継後における指導のために必要な経費を助成。	①市内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体で後継者となることを希望するもの	後継者となることを希望するもの生活費月額10万円
			①に定めるものに事業承継したものの	事業承継したものの 1日当たり1,600円
	承継事業用施設等取得賃貸助成事業	事業承継に関して後継者が取得した建物取得費等に対して助成。	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体で、現に業を営んでいるものの後継者となったもの	土地・建物取得費 2分の1以内 土地・建物賃貸料 2分の1以内 3年以内1年当り20万円を限度
起業化	起業化促進助成	市内においてこれまで、市になかった新たな事業又は新たな事業でなくても市長が特に市民の生活の利便性の向上や福祉の向上に資すると認められた有益な事業の起業化を図ろうとするものに対し助成。	市内に事務所又は事業所有しようとする個人又は法人その他の団体	2分の1以内
商店街等活性化事業	空き地空き店舗活用助成	市内の商業地域において、空き地に店舗を新築して開業する場合又は空き店舗を改修して開業する場合において必要な経費に対し助成。	市内に事務所又は事業所を有しようとする個人又は法人その他の団体	2分の1以内
	イベント開催助成	商店街等の活性化を目的としたイベントの開催に必要な経費に対し、助成。	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体で現に業を営んでいるもの	3分の1以内
	広告宣伝費支援事業	自社の新商品又は新サービスなどの新たな取組みを広く周知することを目的とした広告宣伝に必要な経費に対し、助成。	市内に本店又は本社を有する事業者又は法人その他の団体で現に業を営んでいるもの	2分の1以内
人材	研修・試験等支援助成	先進企業、試験、研究機関、大学、中小企業大学等で3日以上研修に対する助成	市内で業を営む者（経営者・従業員）	3分の2以内

補助限度	対象経費	条件	範例
100万円	<ul style="list-style-type: none"> 施設等建設費 施設等改修費 認証取得費 その他施設等の整備費 	<ul style="list-style-type: none"> 投資額100万円以上の事業であること。 申請は年度内1回までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地企業の製造機械の購入 ショウウィンド改修費 洗車機の購入費など I S O 認証制度の取得 店舗の改修
50万円	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発に係る委託料 その他開発助成に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 投資額20万円以上の事業とすること。 申請は年度内1回までとする。 アドバイザー等の第三者を加入させる事業とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 新商品の開発 宅配サービスなどの調査研究 包装紙の開発など
20万円	<ul style="list-style-type: none"> 旅費、会場使用料 備品レンタル 	<ul style="list-style-type: none"> 投資額30万円以上の事業とすること。 申請は年度内1回までとする。 市内で行う出展又は出店は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏における物産展又は展示会
5万円	<ul style="list-style-type: none"> 旅費(食事代を除く) 後継者を希望する者は市内の宿泊に限り宿泊費を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 初回の面談のみ対象とする。 後継者を希望するものに対しては、市内での宿泊に限り宿泊費は認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継マッチングセンターでの面談 それ以外の地域での面談でも可能
5万円			
10万円	<ul style="list-style-type: none"> 生活費 指導料 	<ul style="list-style-type: none"> 生活費として1か月10万円を限度とする。 住民票の異動 事業承継をした日から6か月を限度として毎月支給する。 	—
30日当たり 5万円		<ul style="list-style-type: none"> 指導料は事業承継した日から6か月を限度として1日当たり1,600円を支給する。(指導した場合) 	—
300万円 1年当たり 20万円	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸料 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸契約日から3年以内 1年間 20万円を限度 	—
250万円	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費 備品リース料 委託料 	<ul style="list-style-type: none"> 開業経費に限るものとし、建物取得費、土地取得費は除く 空き地、空き店舗との併用は可能 	<ul style="list-style-type: none"> 新規開業を行うためのテーブル、イスなどその備品が無ければ開業出来ない備品
100万円	<ul style="list-style-type: none"> 建物取得費 土地取得費 工事費 店舗の賃借料 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の商業地域において実施すること 賃貸料は賃貸契約日から3年以内とし1年間20万円を限度 	—
10万円	<ul style="list-style-type: none"> 委託料、 備品賃貸料 消耗品 	<ul style="list-style-type: none"> イベント立上り支援であり、初回のみ支援 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街が地域と一体となって取組むイベントなど
30万円	<ul style="list-style-type: none"> 新聞折込料 TV・ラジオCM HPの作成費等 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、本店・本社が市内にある者とする。ただし、市外に本店がある場合でも、独自の宣伝を行う場合は可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 新商品など新たな事業展開などの広告宣伝費など(新商品・新サービスのため)
10万円	<ul style="list-style-type: none"> 受講料 講習費 旅費 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等が3日以上で3万円以上であること 企業単位での申請とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 調理師免許の取得 新技術開発のための技術取得 海外研修、技術力向上競技大会